

# 令和3年度第2回 日南町農業委員会総会会議録

招集年月日	令和3年5月12日(水)			
招集場所	日南町役場 議場			
開会時間	午前9時00分	閉会時間	午前9時50分	
出席委員	番 号	氏 名	番 号	氏 名
	1 番	岩 田 正	7 番	稲 田 洋 子
	2 番	浅 田 昭 弥	8 番	吉 川 保
	3 番	加 藤 幸 児	9 番	奥 迫 静 子
	5 番	内 田 章 久	10番	梅 林 操
	6 番	天 崎 直 幸		
出席推進委員	日野上	梅 林 剛	多 里	糸 田 川 啓
	山 上	青 戸 勝 美	石 見	田 邊 智 寛
	山 上	坪 倉 幹 也	石 見	丸 山 栄 人
	阿毘縁	足 立 進 也	福 栄	福 田 英 夫
	大 宮	藤 原 恵 司		
欠席した委員	4 番	絹 谷 澄 雄		
議事録署名委員	5 番	内 田 章 久	6 番	天 崎 直 幸
出席した職員	事務局長	松 本 道 博	主 幹	石 倉 嘉 寛

日程及び提出議案の題目	
1. 開 会	
2. 挨拶	
3. 議事録署名委員選任	
4. 報 告 事 項	
報告第1号	令和2年度における農地の利用移動等の状況について
報告第2号	
5. 議 事	
議案第1号	非農地と判断した農地について
議案第2号	農業経営基盤強化促進法第18条に基づく利用集積計画の決定について
議案第3号	農地中間管理事業の促進に関する法律第19条に基づく農用地利用配分計画案の意見照会に対する回答について
6. 協 議 事 項	
協議第1号	令和2年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価(案)について
協議第2号	令和3年度の目標及びその達成に向けた活動計画(案)について

7. そ の 他	
8. 閉 会	

開 会	事 務 局 長	<p>定刻になったことを確認し、出席委員の人数を確認し、定足数に達しているとして、令和3年度第2回日南町農業委員会を開会すると宣言した。</p> <p>本日通院の為、絹谷農業委員が欠席です。</p>
挨拶	議 長	<p>皆さんおはようございます。5月も半ばになりまして、農家としては一番忙しい時となりましたが出席いただきましてありがとうございます。</p> <p>テレビも新聞もですが、話題はコロナウイルスについての話ばかりですが、全世界では日本の人口を上回る感染者1億6千万人になろうとしていますし、国内では鳥取県の人口を上回り64万人となりました。第4波の感染拡大となり県内でも400人を上回りました。</p> <p>そう云う中で、町内でもワクチン接種が始まり、6月中には高齢者の接種も終わる予定のようですので、高齢化率50%の日南町はこれで半分の方はワクチン接種が終わり、若い人たちも、初秋には完了するのではないのでしょうか。私もこの16日には2回目の接種予定となっています。</p> <p>それにしましても、予約電話の繋がらないことには大変苦労しました。2000人余りの高齢者ですので、もう一工夫すればよい方法があったのではと思いました。</p> <p>もう一点、来月6月の農業委員会総会は県下で初めてだと思いましたが、タブレットを使って総会を開催予定ということで現在進めておりますので、ご承知おきいただきたいと思えます。以上を申し上げまして、令和3年度第2回日南町農業委員会総会を開催いたします。よろしくお願いいたします。</p>
議事録署名 委員選任	議 長	<p>日南町農業委員会会議規則第30条の規定により、議長が指名するとし、5番、内田農業委員、6番、天崎農業委員を指名した。</p>
報告第1号	議 長	<p>続いて報告事項に移ります。報告第1号 令和2年度における農地の権利移動等の状況について事務局お願いします。</p>
	主 幹	<p>報告第1号 令和2年度における農地の権利移動等の状況についてです。資料の一枚ものを付けさせていただいておりますので、ご覧いただけたらと思えます。農地法第52条の規定により農地に関する情報収集、整理、分析及び提供の一環として、令和2年4月から令和3年3月中まで、令和2年度中における農地の権利移動等の状況についてまとめさせていただきましたので、ご覧いただきたいと思えます。ひとつづつ読み上げることは致しませんが、令和2年度中にお諮りした内容について数字でまとめておりますので、ご覧いただきたいと思えます。また、この内容につきましてはこの委員会ののち、ホームページに掲載したいと考えておりますので、ご承知おきいただけたらと思えます。以上です。</p>
	議 長	<p>報告第1号についてご質問、ご意見がございますか。無いようですので次に移ります。議案書にはありませんが、報告2号と致しまして先月、4</p>

		月の総会終了後に農業者年金部会、研修委員会が開催されましたので、その件につきまして、部長の方から報告をお願いしたいと思います。
報告第2号	議長	報告第2号 最初に研修委員会からお願いします。
	稲田農業委員	今のコロナウイルスの感染状況から申し上げますと、とても計画できる状況ではないと判断致しました。先ほどお話がありましたようにワクチン接種も進んでくると良い兆しが見えてくるのかもしれませんが。その時になったら早めに会を持ちまして計画していきたいと思います。以上です。
	議長	ありがとうございました。続きまして、農業者年金部会をお願いします。
	奥迫農業委員	ここ数年農業年金加入者ほとんどないということですが、少し頑張ってみようかということで、まず、皆さんとともに勉強してからということで、来月の農業委員会総会終了後に県の農業会議の方に来ていただきまして、農業者年金の研修会をしました後に部会の方で、新規就農者訪問を行おうと計画しております。研修をしてから行動するという事です。よろしくをお願いします。以上です。
	議長	ありがとうございました。その他、皆さんから報告がありますでしょうか。(2番、浅田農業委員挙手) 2番、浅田農業員、
報告その他	浅田農業委員	<p>農地部会から報告させていただきます。先日3月30日に農地部会を開催しまして、△△地区の圃場整備に係るところの非農地判断について検討しました。まず、非農地判断の基準についてですが、「その土地が森林の模様を呈しているなど、農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な土地」、「その土地を農地と復元しても継続して利用できないと見込まれる場合」、「B判定の農地について非農地通知を出す」という判断を致しました。</p> <p>非農地と判断する経過年数についてですが、非農地証明の場合は所有者からの求めに対して受動的に証明するもので20年以上経過していることが必要となります。非農地通知の場合は農業委員会が所有者に対して農地に該当しないということを能動的に通知するもので基盤整備をしたか否かではなくて、農地調査要領に基づく判断を行うこととします。</p> <p>基盤整備に対する補助金の性質を考えれば、より長くその効用を保つのが本来の補助金の趣旨だと考えております。その点を考慮して非農地通知を出します。基盤整備地の転用可能となるのは事業終了後8年ということです。△△地区は昭和63年から平成5年にかけて基盤整備による換地登記がされた農地でありますので、平成6年度に事業が完了し現在では25年が経過しております。</p> <p>農用地除外の考え方として、基盤整備地は農用地区域に存置しておくことが適当だと土地農業振興地域制度に関するガイドラインに示されています。農業振興地域整備計画の達成のための一体的な土地利用に支障を及ぼす恐れがない土地が農用地除外の考え方です。それからもう一点、当該農地を除外しても周辺の農業生産に悪影響を及ぼす恐れがない土地、周辺の農用地において土砂の流出・崩壊等の災害を発生させる恐れがない土地で</p>

		<p>す。基盤整備地で非農地と判断された農地でも農用地として残すべき農地、除外してもよい農地があるということを承知しておいていただきたいと思います。それに従って判断を致しましたのでよろしくお願いいたします。</p>
	議 長	<p>ありがとうございました。今の農地部会からの報告は議事の1号に関連した説明としますので、ご承知おきいただきたいと思います。その他皆さんからありますでしょうか。無いようですので、報告事項を終わります。続きまして議事に移ります。</p>
議案第1号	議 長	<p>議案第1号 非農地と判断した土地について事務局お願いします。</p>
	松本事務局長	<p>議案第1号 非農地と判断した農地について説明させていただきます。</p> <p>先ほど浅田部長さんの方から報告を頂きましたが、議案の説明の前に資料の説明をさせていただけたらと思います。「非農地通知事務の流れ」という資料を4月末に発送させていただきましたけれども、こちらに従って若干の説明をさせていただきたいと思います。</p> <p>資料11頁ですが、「農業振興地域制度に関するガイドライン」こちらが、令和3年3月30日に農水省から通知されたものになります。アンダーラインが引いてある部分が今回変更になった部分になります。再生エネルギーの推進や農地を多用途に利用しようということで非農地と判断された農地につきましては農用地除外を進めていくという流れになっております。今回は農用地除外の議案ではございませんが、農振農用地の関係もありますので、資料として添付させていただきました。非農地と判断された農地につきましては農用地から除外するべきかどうか今後の総会で皆さんに審議していただけたらと思います。今回の議案としましては、農地台帳から落とす土地について協議していただくということでご理解いただけたらと思います。</p> <p>それでは議案の説明をさせていただきます。耕作の目的に供される土地ではない農地について審議いただくものになります。非農地通知につきましては、△△地域から進めさせていただくということで現地確認を昨年12月2日に岩田委員、足立推進委員、事務局とで実施しました。事務局の方で法務局の記載事項証明書、登記簿謄本、構図、名義人等、面積、筆界未定地が入っているかどうかを確認させていただいて、令和3年3月30日に農地部会を開催し協議させていただいたものになります。本来ですと非農地通知は農業委員会が発出すれば事足りるということになっておりますけれども、所有者の方が農地として利用、果樹園として利用といった場合もございますので、4月15日に所有者に対しまして台帳から落としてよいかという確認の通知をさせていただきました。結果としましては1通が住所不明で郵便物が返却されましたが、あくまでも非農地通知につきましては農業委員会で判断できるということになっておりますので、そういった扱いでできればと思っております。1通郵便物が返ってきましたのが、</p>

	<p>〇〇〇さんの土地ということになります。</p> <p>個々に説明は致しませんが概略のみ説明をさせていただきます。非農地として判断した土地として日南町△△×××番地他、57筆、合計で58筆、合計面積42,422.87㎡。内訳としまして台帳地目、田から雑種地として判断したものが18筆、21402㎡、田から原野として判断したものが3筆、1489㎡、田から山林として判断したものが8筆、13035㎡、田から宅地として判断したものが1筆、302㎡、畑から雑種地として判断したものが2筆、657㎡、畑から原野として判断したものが1筆、2526㎡、畑から山林として判断したものが1筆、100㎡、農地介在原野から原野として判断したものが24筆、2911.87㎡。</p> <p>地目の関係でございますが、非農地通知の流れの最後の頁に司法書士の方の資料を付けさせていただいております。その31頁に原野の判断基準について認定の留意点、「農地において長期間耕作を放棄したことにより、ススキ、葎等の草が密集し、外観上は原野に近い様相を呈していても、それだけでは農地から原野への地目の変更があったものと認定しない。」という基準がございます。事前に法務局に地目変更の相談に行った際も2.3メートルの低い木が密集しているような土地でないと原野としてはなかなか認定ができない。2.3メートルの木が密集していないような土地は雑種地として判断するよという指導を受けておりますので、田から雑種地として判断をしているところでございます。以上です。</p>
議長	<p>議案第1号についてご質問、ご意見がございますか。</p> <p>(3番、加藤農業委員挙手)3番、加藤農業委員。</p>
加藤農業委員	<p>通知をした後はどうなるわけでしょうか。地目はどうなるわけでしょうか。だれがどのようにするわけでしょうか。</p>
松本事務局長	<p>地目変更につきましては地方税法の規定によりまして、町長名義で法務局に通知すれば地目変更ができるというところでございます。町長と協議したところ、どこまでサービスするかということをもう少し判断させてほしいということですので、再度協議をしていきたいと思っております。今回は台帳から落とさせていただく、地目変更につきましてはまた報告をさせていただけたらと思っております。委員の皆様のお力をお借りすると思っておりますが、よろしくお願いたします。</p>
加藤農業委員	<p>通知をして台帳から落として、というところまでですか。その後はどうなるわけでしょうか。</p>
松本事務局長	<p>町長と協議させていただいて、できれば事務局としては遠方の方もいらっしゃるし地目変更までというところまでを本人さんが行うのは難しいと思っております。できれば地籍調査のような形で地目変更までもっていききたいと思っております。</p>
加藤農業委員	<p>委員会としてもどうかしないと前から何度も話をしてきましたが、一つは進み台帳から落とすということですが、台帳から落として、はいさようならというふうにとられるようですがそれでいいのでしょうか。それに</p>

	<p>については町長も判断が困られるので、会長なり部長なりが町長と協議の場を持ってくださいというお願いをしていますが、それもないですよ。それでまた何年もずるずるされるんですか。</p>
松本事務局長	<p>他の地域は三朝町くらいしかしてないと思いますが、県の農業会議や県の経営支援課も地目変更まではサービスしすぎではないかということはおっしゃってあります。できれば事務局としては地目変更までしていきたいと考えております。ただ農業委員会として通知ができないです。あくまで地方税法ということになりますので、町長名義で書類の提出が必要になってきますので、また協議はしていきたいと思っております。</p>
議長	<p>農業委員会はあくまで農地として存続させるかどうかを考える機関であって、その先は地主が原野にするか山林にするかは所有者の判断が優先されると思っておりますがいかがでしょうか。</p>
加藤農業委員	<p>その論で行くと地籍調査と全然違うと思っておりますがどうでしょうか。地籍調査の場合は圃場整備地であれば手が出せないという確約が済んでいるのでそのままと、従来通り未整備田の非農地についてはできるわけですよ。地籍調査で。そのあたりの兼ね合いはどういう整理をすればいいですか。この度は圃場整備地だけの話ですよ。それ以外の圃場整備をしてないところの地籍は地目変更できるんですよ。そのあたりはどうなんですか。</p>
松本事務局長	<p>地目変更はできる規定と聞いております。事務局としても地籍が基盤整備地に入りませんので、地目変更をしていきたいという考えは持っております。また町長と協議の際には部長等にもお世話なるかもしれませんが、その際はよろしく願いいたします。ただ登記法上は本来本人がする手続きになりますので、地目変更自体は司法書士さんではできませんので、土地家屋調査士さんでないとできないということもあります。そういった資格を持った方は米子方面にしかいらっしゃらないと思っておりますので、そういったことも含めて地目変更というところまで持っていきたいと思っております。</p>
議長	<p>その他、ご質問ご意見はございますか。 (6番、天崎農業委員挙手) 6番、天崎農業委員。</p>
天崎農業委員	<p>最初の話になるのかもしれませんが、地籍調査が△△で行われて農地の非農地を検討しているが、これからだんだん地籍調査が進んでくると思いますが、そのたびに、農地、非農地の判断をするということですか。その最初の話ですが。</p>
松本事務局長	<p>今回は△△地域の地籍調査が済んでいるので一番取り組みやすいということで△△地域を対象としておりますけれども、地籍調査自体もあと30年、40年かかると思っておりますので、基盤整備地だけでなく圃場整備していない農地が非農地になったところがあれば非農地通知は取組んでいきたいと思っております。ただ、2.3年後に地籍調査が入る予定地域は外して、他</p>

		の地域の非農地判断をしていきたいと思ひます。
	天崎農業委員	地籍調査はあと30年、40年かかると思ひますが、たまたまそういう時に△△地域を対象としたわけではないということですか。これから非農地が出てくれば加藤委員が言われたように地目変更の問題が出てくると思ひますので今ちょうどいいチャンスと思ひますが、今後地目変更をどうするかということはある程度判断をしておいた方がいいのかなと思ひます。
	松本事務局長	昨年もお示しさせていただいたと思ひますが、ある程度順番を決めておりますので、対象地域の全ての農地が網羅できると思ひておりませんが、今年度は△△地域を対象に取り組んでいきたいと思ひております。ただ、1年間の内に対象地域の処理ができるかどうかはわかりませんので、何サイクルかローテーションを組みながら取り組んでいきたいと思ひております。
	議長	その他、ご質問ご意見はございますか。 (福田推進委員挙手) 福田推進委員。
	福田推進委員	原野とならないところは雑種地という説明がありましたけれども、雑種地というのはあまり聞いたことがないですが、税制上というか原野と変わったところはあるのでしょうか。
	松本事務局長	単位当たりの原野と雑種地の価格は調べておりませんが、あまり変わりはないのではないかなと思ひます。 雑種地というのは、地目は田や畑、山林等ありますけれども、どの地目にも該当しないところは雑種地という扱いになっております。
	議長	議案第1号についてご質問、ご意見はございますか。無いようですので採決に移ります。議案第1号について賛成の方の挙手を求めます。
		(全員挙手) 全員異議のないことを確認して、議案第1号は承認された。
議案第2号	議長	議案第2号に移ります。農業経営基盤強化促進法第18条に基づく利用集積計画の決定について事務局お願いします。
	主幹	議案第2号 農業経営基盤強化促進法第18条に基づく利用集積計画の決定についてです。資料剥ぐっていただきましたところに総括表も付けさせていただいておりますのでご覧いただきたいと思ひます。本日は機構を通じた新規の契約が3件、17922㎡となっております。 申請番号1、土地の所在地が△△×××番地の他合わせて6筆、面積合計が5955㎡、利用権設定をする者が日南町△△の〇〇〇さん、設定を受ける者が鳥取県農業農村担い手育成機構、水稻の作付で使用貸借、令和3年7月1日から令和17年1月31日までの13年7ヶ月となっております。 申請番号2、土地の所在地が△△×××番地の他合わせて5筆、面積合計が6158㎡、利用権設定をする者が日南町△△の〇〇〇さん、設定を受ける者が鳥取県農業農村担い手育成機構、トマト、そばの作付で水張反当◇◇◇円、令和3年7月1日から令和6年3月31日までの2年9ヶ月となっております。申請番号3、土地の所在地が△△×××番地の他合わせて4筆、面積合計が5809㎡、利用権を設定する者が日南町△△の〇〇〇さん、設定を

		<p>受ける者が鳥取県農業農村担い手育成機構、そばの作付で水張反当◇◇◇円、令和3年7月1日から令和6年3月31日までの2年9ヶ月となっております。合わせて3件、17922㎡となります。この後の議案第3号で配分についてはご協議いただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。以上です。</p>
	議 長	<p>議案第2号についてご質問、ご意見がございますか。無いようですので採決に移ります。議案第2号について賛成の方の挙手を求めます。</p>
		<p>(全員挙手) 全員異議のないことを確認して、議案第2号は承認された。</p>
議案第3号	議 長	<p>議案第3号 農地中間管理事業の促進に関する法律第19条に基づく農用地利用配分計画案に意見照会に対する回答について事務局お願いします。</p>
	主 幹	<p>議案第3号 農地中間管理事業の促進に関する法律第19条に基づく農用地利用配分計画案の意見照会に対する回答についてです。資料剥ぐっていただきましたところに集計表も付けさせていただいておりますので併せてご覧いただきたいと思っております。内容といたしましては先ほどの議案第2号で集積しましたものの配分になります。</p> <p>整理番号1、設定を受ける者が日南町△△の一般社団法人□□□、設定する農用地が△△×××番地の他合わせて6筆、合計面積が5955㎡、使用貸借ということで、令和3年7月1日から令和13年1月31日までの13年7ヶ月。申請番号2、設定を受ける者が日南町△△の一般財団法人□□□、設定する農用地が△△×××番地の他合わせて9筆、合計面積が11967㎡、賃借権ということで水張反当◇◇◇円、令和3年7月1日から令和6年3月31日までの2年9ヶ月となります。2件合わせて15筆、17922㎡となります。資料剥ぐっていただきましたところに設定を受けられる農業経営者の状況等の資料を付けさせていただいておりますので併せてご確認いただきたいと思っております。以上です。</p>
	議 長	<p>議案第3号についてご質問、ご意見がございますか。</p>
	主 幹	<p>すみません、1点訂正をお願いしたいと思います。整理番号1、一般社団法人□□□の契約期間ですが、令和13年1月31日と記載しておりますが、正しくは令和17年1月31日までの13年7ヶ月となります。申し訳ありません。記載のミスがありましたので、訂正をお願いいたします。</p>
	議 長	<p>議案第3号についてご質問、ご意見がございますか。無いようですので議案第3号について妥当と認める方の挙手を求めます。</p>
		<p>(全員挙手) 全員意見の無いことを確認した。</p>
	議 長	<p>6番の協議事項に移ります。</p>
協議第1号	議 長	<p>協議第1号 令和2年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価(案)について、一括して協議したいと思います。協議第2号 令和3年度の目標及びその達成に向けた活動計画(案)について事務局お願いします。</p>



	松本事務局長	<p>協議第1号 令和2年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）について、協議第2号 令和3年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）についてです。資料の方は今回の総会の資料につけさせていただいておりますが、農地の経営耕地面積、農家数、農業者数ですが、こちらは2020年に行われました農林業センサスの数字を用いるようになっております。ですが、国の方から3月に公表するというで聞いておりましたけれども4月になってもまだ公表されておられません。申し訳ありませんが6月の総会にもう一度資料をお配りしたいと思いますので、再度協議していただきたいと思っております。</p> <p>農業委員会で押さえた数字はこのままだと思っております。また、来月の総会でいろいろなご意見を頂戴できればお思います。ただ若干、2年度の評価等で農地台帳面積等が17.7ha 昨年よりも減っております。こちらは地籍調査の関係で非農地になった部分があるということでご理解を頂けたらと思っております。畑も15.1ha 程度昨年よりも減っている数字になっております。実績としましては昨年の8月に町長に農業ビジョンの提出をさせていただきましたけれども、そういった内容も今回上げておりますので、ご覧いただきまして、6月の総会でご意見を賜ればと思っております。よろしくお願いたします。</p>
	議長	<p>説明が終わりました。お聞きのように農林業センサスの数字がまだ出ておりませんので来月の協議事項に回すということによろしいでしょうか。7番のその他に移ります。事務局お願いします。</p>
その他	松本事務局長	<p>次回総会は、令和3年6月10日（木）午前9時00分から開会予定です。総会終了後、奥迫代理からの報告がありましたが、鳥取県農業会議の倉益事務局長に農業者年金につきまして研修会をさせていただけたらと思っております。その話の中で毎年、現況確認等委員の皆さんにお世話になっておりますけれども、そういったポイントも研修の中でしていただけたらと思っております。</p> <p>県の農業会議の方からも連絡いただいております。6月の総会はタブレットを用いた総会を出来たらということで話を進めております。これから事前の打ち合わせをするようにしておりますけれども、会場を1ヶ所、2ヶ所に分かれて総会という形を県の農業会議は考えているようです。いずれにしても総会の資料は紙ベースのものも事前に送付したいと思っておりますので、よろしくお願いたします。</p>
	議長	<p>その他、皆さんからありますでしょうか。 （8番、吉川農業委員挙手）8番、吉川農業委員。</p>
	吉川農業委員	<p>今報告のありました、タブレットを使用する委員会の予定ですが、タブレットを使用した農地の現況確認等ができるようなところまでのシステムがセットされるのかどうかお聞きしたいです。</p>
	松本事務局長	<p>今回のタブレットは鳥取県農業会議が全国農業会議所から配布されたタブレットをお借りする形になります。そのタブレットを常時日南町農業委</p>

		員会が使えるというわけではございませんので、外で使うということとはできないのかと思います。そのタブレットにどういったシステムが入っているのか、県の農業会議のシステム等や外で使用できる環境にあるのかということを確認して、農地パトロールでも使えるようでしたらお借りするという形で進めたいと思っております。
	吉川農業委員	そうすると、例えば委員会の時に借りて使う、終わったら返すという使い方ですか。
	議長	日南町で使用するタブレットが最近導入された機器だと思います。年内には全市町村が使用できる数量が入ってくる予定だそうです。現在42台、先月の農業会議でそのような報告でした。今のところはその42台を回しながら利用するというになっております。詳細の台帳等については入っていないと思います。会議に利用するという事です。ご承知おきいただきたいと思っております。
	議長	その他、皆さんからありますでしょうか。
閉会	議長	以上を持ちまして、令和3年度第2回日南町農業委員会総会を閉会いたします。お疲れさまでした。

上記、会議の次第を記録して、その相違ない事を証明するため署名する。

令和3年 月 日

日南町農業委員会 会長

日南町農業委員会 委員

日南町農業委員会 委員